

公益財団法人 滋賀県スポーツ協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条に基づき、本会の事業の趣旨に賛同し、滋賀県の生涯スポーツの充実および競技力の総合的な向上にかかる事業の推進を支援する賛助会員を広く募り、本会の円滑な事業推進を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（以下「会員」という。）は、本会の目的および事業内容に賛同する法人および任意団体、個人で、加入申込書（別表1）を提出し受理された者をいう。

2 本会の目的に照らし、会員に対して、本県スポーツの情報提供等を行うことができるものとする。

(会員の種類及び金額)

第3条 会員の種類及び会費は、次のとおりとする。

(1) 特別会員 法人および任意の団体	1口	100,000円
(2) 法人会員 法人および任意の団体	1口	10,000円
(3) 個人会員 個人の資格で加入するもの	1口	5,000円

(会費の使途)

第4条 会費は、毎事業年度における会費の合計額の2分の1以上を、その事業年度の公益目的事業のために使用するものとする。

(会員の期間)

第5条 会員の資格を有する期間は、原則として会員となることを希望する者が加入申込書を提出し、本会が当該申込書を受理した時からとする。ただし、会員から特に退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(会費の不返還)

第6条 会員が、既に納入した会費は、これを返還しない。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則 1

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 2

1 この規程は、公益財団法人滋賀県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

付 則 3

1 この規程は、平成24年4月14日から施行する。

付 則 4

1 この規則は、平成25年9月17日から施行する。

付 則 5

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公益財団法人滋賀県スポーツ協会賛助会員

申 込 書

公益財団法人滋賀県スポーツ協会の賛助会員に申し込みます。

申込日	平成 年 月 日
御社名 (氏名) 連絡先	ご担当部署 ご担当者
所在地 (住所)	〒 ー 電話 () FAX ()
会費	個人会員 @5,000円 × _____ □ = _____ 円 法人会員 @10,000円 × _____ □ = _____ 円 特別会員 @100,000円 × _____ □ = _____ 円
ア スポーツ協会情報誌の送付希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
イ 印刷物等への賛助会員名の記載 ^{※1} ・公表の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

※1 印刷物等への賛助会員名の記載については、特別会員様及び法人会員様は法人名・団体名・屋号のみ、個人会員様は個人名での記載となりますのでご了承ください。

必要事項をご記入の上、ファクシミリか郵送でお申し込みください。

〈申込先〉 〒520-0807

大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター4階

公益財団法人滋賀県スポーツ協会 総務・財務担当

TEL 077-521-8001 FAX 077-521-8484

E-mail shiga-sport@bsn.or.jp

個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、事業案内、機関誌等の送付に利用いたします。